

日本における多文化ソーシャルワーカー育成のあり方について

今後の社会福祉士教育に対する示唆

鴻池生活科学専門学校 多田 千治 (会員番号 003064)

キーワード：多文化ソーシャルワーカー、エンパワメント、多文化共生

1. 研究目的

現在、わが国では、外国人の入国も増え、その滞在目的も多様化している。例えば、従来から日本に居住しているオールドカマーと呼ばれる在日韓国・朝鮮人、中国人の方に加えて、ニューカマーと呼ばれるブラジルやペルーなどの南米からの移住労働者の方や、日本人と結婚して住むフィリピン、中国、韓国などのアジア系女性たちなど代表される新たなニューカマーの存在も指摘され、特徴的であるのは、短期滞在から長期滞在、そして、定住となっていることである。このことは、外国人が、従来を中心とされていた一過性の滞行者ではなく、生活する基盤をわが国に置く生活者としての存在であることを意味するものである。

1990年代の入国管理法の改正によって、わが国での生活を長く行うことが可能となり、外国籍の住民たちの抱える生活問題も多様化および複雑化して行くのである。わが国にやってきた当初は、日本語が理解できないやどこに手続きに行ったらよいのかわからないというカルチャーショックを多く感じるが、その部分の解決のみでは、日本での生活にスムーズに対応できないのである。特に、医療や福祉の側面においては、ニューカマーとして来ている人々が、日本の医療や福祉サービスの利用者となる可能性が増加することを見落としてはならないのである。そこでは、彼らは、自国との医療や福祉の制度の違いや生活習慣等の文化的な違いに直面しなければならないのである。このような社会の変化を受けて、国や地方自治体などの行政は、外国籍の住民が抱える生活問題解決のために多文化ソーシャルワーカーの育成を重視し、ボランティア団体や NPO 法人と協働して、すでに多文化ソーシャルワーカーの養成事業を開始している地域もある。

本稿では、わが国で最も早く開始された愛知県における多文化ソーシャルワーカー養成事業の内容を検討し、多文化ソーシャルワークの概念を整理し、多文化ソーシャルワーカーの必要性とそれが今後の社会福祉士養成教育に与える示唆について明らかにしたい。

2. 研究の視点および方法

- ・多文化ソーシャルワークの概念について言及し、その内容を明らかにする。
- ・わが国における多文化ソーシャルワークの必要な背景について分析し、その理由を明らかにする。
- ・愛知県における多文化ソーシャルワーカー養成事業の内容を明らかにし、その特徴や課題を明らかにする。
- ・多文化ソーシャルワーカーが今後の社会福祉士教育に与える示唆を明らかにする。

3. 倫理的配慮

- ・本発表に関する資料については、引用に関する記述を正確に行い、原著者名・文献・出版社・出版年や引用箇所等を明示する。
- ・引用については、原典主義を徹底して行うように努める。

4. 研究結果

多文化ソーシャルワークとは、石河久美子氏によると、多様な文化的背景を持つクライアントに対するソーシャルワーク、クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク、クライアントが自分の文化と異なる環境に移住・生活することにより生じる心理的・社会的問題に対するソーシャルワークである。

多文化ソーシャルワーカーが必要な背景としては、1990年代の入国管理法の改正によって、外国人による長期滞在が可能となり、地域で定住する割合が増加し、将来的にも、わが国の医療や福祉のサービスの利用者となりうる可能性が高くなっていることである。

愛知県については、2006年の総務庁による「多文化共生推進の推進に関する研究会報告書」の策定を受け、県の地域振興部国際課に多文化共生推進室を設置し、2008年3月には、多文化共生プランも策定している。なお、同県は、2007年、外国人登録者数が全国で東京に続く第2位となった。最も多い出身は、ブラジルであり、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順となっている。愛知県が先駆的である理由は、県の国際交流協会内に多文化共生センターを設置したことであり、多文化ソーシャルワーカー養成事業を運営に関しては、県に予算(500万円程度)を設けられていた。さらに、多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会も設置し、その内容を検討することとしている。

多文化ソーシャルワーカー養成講座のカリキュラムについては、大きく分けると、基礎講座と演習、ワークショップやフィールドワークなどの枠組みが設けられている。今後の養成計画については、平成24年度までに100名程度を目指している。講座時間については、およそ7日間で21講座を行い、約42時間程度の講座時間である。修了した者については、登録を行ったうえで、自治体や各団体との連携の下で外国籍の住民の援助を行うこととされている。受験資格については、すでに外国人相談援助の経験がある人のみで、経験の無い者は含まれないのであり、実践者教育の色合いが強く見られた。

わが国においては、2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法の改正によって、新カリキュラムが2009年4月から開始されている。これらの動きは、高齢化対策の一環もあるが、社会福祉の専門職としての理念である全人的な人々への支援を行う目的も含まれている。従来、わが国の社会福祉は、援助者=日本人、利用者=日本人という枠組みが前提となっていたが、今後は、利用者としての外国人への援助を行える援助者の能力が求められている点を忘れてはならない。その点からすると、わが国の社会福祉士養成教育の中に、日本以外の文化を理解できるソーシャルワーク教育の枠組みを設けることは、新たなソーシャルワークの展開のきっかけになるのではないかと私は考察する。